

産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都江東区新木場四丁目1番30号

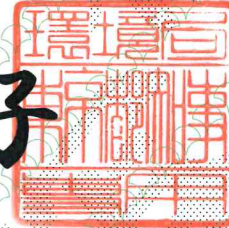
氏名 日本サンデーション株式会社
代表取締役 植田 健



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 平成30年 9月18日

許可の有効年月日 令和 7年 9月17日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：中間処理

(2) 中間処理の方法と処分する産業廃棄物の種類

- ア 破砕 : 廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (以上5種類)
- イ 溶融 : 廃プラスチック類 (発泡スチロールに限る。) (以上1種類)
- ウ 圧縮 : 金属くず (空き缶に限る。) (以上1種類)
- エ 圧縮・梱包 : 廃プラスチック類、金属くず (以上2種類)

2 事業の用に供する施設 (施設詳細は裏面のとおりに)
施設所在地: 東京都大田区京浜島二丁目18番7号

3 許可の条件

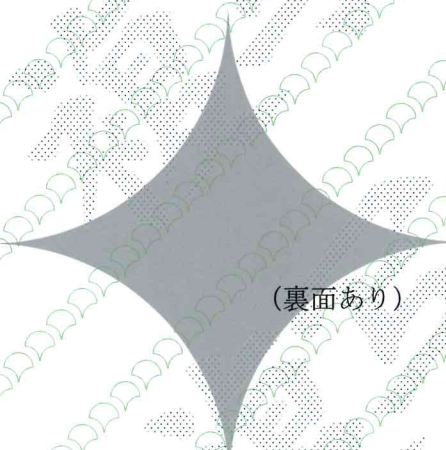
- (1) 作業時間は、原則として8時から17時までとすること。
- (2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
- (3) 中間処理は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 10年 9月 18日 新規許可
平成 30年 9月 18日 更新許可 第4回
令和 6年 2月 14日 変更届 圧縮機の入替え

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)



都認定番号: 5-20-F0017

産廃プロフェッショナル



(裏面)

許可番号 第 13-20-001258号

2 事業の用に供する施設 東京都大田区京浜島二丁目18番7号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
破 碎	廃プラスチック類	3.92(t/日)	4.50(t/日)	平成10年7月24日	-----	-----
	紙くず	5.88(t/日)				
	繊維くず	13.7(t/日)				
	金属くず	27.4(t/日)				
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	29.4(t/日)				
溶 融	廃プラスチック類 (発泡スチロールに限る)	0.18(t/日)	-----	平成10年7月24日	-----	-----
圧 縮	金属くず(スチール缶)	4.65(t/日)	-----	令和6年2月9日	-----	-----
	金属くず(アルミ缶)	1.39(t/日)	-----		-----	-----
圧縮・梱包	廃プラスチック類	1.76(t/日)	-----	平成18年5月17日	-----	-----
	金属くず	4.36(t/日)	-----		-----	-----

(以下余白)